

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社 MIND
- (2) 代 表 者 代表取締役 峯近 卓美
- (3) 所 在 地 岸和田市中井町三丁目 6 番 2 号
- (4)

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 MIND after school
- (2) 所 在 地 岸和田市作才町 1162 番地の 1 シンエイビル 6 階
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）

4 指定取消年月日

令和 8 年 9 月 1 日（火曜日）

5 指定取消の理由

人格尊重義務違反 （法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号）

指定障害児通所支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないが、法人代表でもある管理者兼児童発達支援管理責任者が利用児童に対し身体的虐待を行っていた事実が認められた。